

令和6年 第7回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年7月5日(水) 16時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠 席	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	欠 席
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠 席				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱部 紘平	2	菊池 政弘	3	三好 哲秀
4	脇水 雅弘	5	木村 高規	6	河野 辰也
7	菊池 仁志	8	毛利 新吾	9	正 和幸
10	松浦 喜孝	11	二宮 直樹	12	河野 伊都夫
13	浅野 治男	14	井上 哲夫	15	上田 好孝
16	清水 勝正	17	宮本 賢治		

○出席職員

事務局長 松本 有加  
事務局次長 松浦 秀紀  
事務局 福泉 智久、木村 有美

○欠席職員

農業委員 1 番 濱田 善純委員  
農業委員 1 5 番 山内 裕司委員  
農業委員 1 9 番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人選出

第 3 付議案件について

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 6 件

議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転) 7 件

議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権設定) 6 件

議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(一括方式) 6 件

報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について 3 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 6 年度 南予ブロック農業委員会会長会研修について
- ・令和 6 年度 市町村農業委員等の公務災害補償制度の加入について
- ・農業委員会費について
- ・地域計画について
- ・第 8 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、令和 6 年第 7 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名中 16 名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は、1 番、「濱田 善純委員」、15 番、「山内 裕司委員」、19 番、「柴田 紳一郎委員」の 3 名です。

本日は、農業委員農地最適化推進委員合同総会となります。よろしくお願いたします。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議 長        それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思いま  
す。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長        それでは議事録署名人に「11 番、玉木 勝広委員」、「12 番、坂野  
清史委員」を指名します。

議 長        それでは付議案件に入ります。  
議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上  
程いたします。

番号 14 について事務局の説明を求めます。

事 務 局        それでは、議案第 29 号、番号 14 について説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「488 m<sup>2</sup>」、  
外 20 筆、計「3,5377 m<sup>2</sup>」、解除条件付き 3 条賃貸借です。

貸付人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

借受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請事由としては、貸付人は、経営承継を考えており、設立した法  
人に農地を貸し、農業経営を行いたい。借受人は、農業経営を行うた  
め、農地を借り受けたい、であります。

借受人の〇〇〇〇は、農地法第 3 条第 3 項第 1 号の規定により、農  
地等を適正に利用しない場合に賃貸を解除する旨の条件が契約に付  
されていること、同法第 3 条第 2 項第 2 号の規定により、地域におけ  
る他の農業者等の適切な役割分担のもとに、継続かつ安定的に農業経  
営を行うと見込まれること、及び同法第 3 条第 3 項第 3 号の規定によ  
り、業務執行役員のうち 1 人以上のものが農業に常時従事すること等  
を申請書等で確認しております。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3  
条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満  
たしていると考えます。

なお、農業委員会は、同法第3条第3項の許可をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知することとなっております。通知した結果、令和6年6月28日付けで、「市から意見なし」との回答があったことを申し添えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 この議案なのですが「〇〇〇〇」さん、息子さんとの法人にするということで、契約がまとまったようです。何ら問題ないと思います。「〇〇〇〇」君は3・4年前に帰られて、〇〇〇〇に住んでおりますけど、毎日農作業等で〇〇〇〇の方へ上がってきてもらっております。別に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号15について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号15について説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「339 m<sup>2</sup>」、3条無償移転です。  
譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」  
譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」  
申請事由としては、譲渡人は、高齢で耕作できないので、農地を贈与したい。譲受人は、農地を譲り受けて耕作したい、であります。  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 番号 15 を説明させていただきます。ただいま事務局から報告ありましたように、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」であります。所有者の「〇〇〇〇」様から娘の「〇〇〇〇」様へ贈与されます。〇〇〇〇さんは高齢のため、娘の〇〇〇〇、今、〇〇〇〇に在住であります。一緒に生活されているようであります。ご主人が八幡浜市内で勤務され、毎日、共に、八幡浜に通勤されておられて、その樹園地を〇〇〇〇さんが整備されているようであります。このような場面もそれぞれ想像できることようになって参りますが、こうやって遊休地にならずに、贈与ができて、少しでも、多くの皆さんに農地を大切にさせていただくことが大変大切だなということを感じさせられました。収穫なども、娘さん夫婦でしっかりとされていくというお話でした。  
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの番号 15 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 16 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 16 について、説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「288 m<sup>2</sup>」、  
外 2 筆、計「960 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。  
譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は、管理を続けることができないので、  
贈与したい。譲受人は、自宅近くの便利な土地なので耕作したい、で  
あります。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農

地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 譲渡人の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で生まれ、現在は〇〇〇〇におられますけれど、こっちに帰ることがないので処分をしたいということで、現在、譲受人の〇〇〇〇さんが作っておられます。園地は、「〇〇〇〇」さんの自宅のちょうど前で便利もいいので、分けてもらったということ、今回の話になっております。現在も管理されており、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号16について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして番号17についてですけれども、上程をしましたが、一旦取り下げまして、8月の総会に再度上程いたします。

議 長 番号18について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号18について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「1,042㎡」、3条使用貸借です。

貸付人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、高齢により耕作できないことから、農地を貸し付けたい。借受人は、農地を借り受け、経営規模を拡大したい、であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3

条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 それでは18番について説明いたします。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、〇〇〇〇さんです。

「〇〇〇〇」君〇〇〇〇、〇〇〇〇の下の方です。この土地は住宅街の中の、三叉路にありますけど、以前は、別の方が作られていましたが、体調不良のため、このようなご意見がありました。前の方は具体的には名前は伏せておきますけど、今、〇〇〇〇さん、息子さん がやられておりますけど、その方と前作られてた方が同級生で、今回このようなご縁になりました。「〇〇〇〇」君、真面目で、賞を取ったりするような腕利きの人で、デコポンも骨格がちゃんと整ったような見事なデコポン作られよりますので大丈夫だと思います。よろしくお願ひします。

議 長 番号18について何かご意見ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号19について事務局の説明を求めます。

事務局 番号19について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「280 m<sup>2</sup>」、外5筆、計「3,075 m<sup>2</sup>」、3条使用貸借です。

貸付人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借請人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、高齢により耕作できないことから、農地を貸し付けたい。借受人は、農地を借り受け、経営規模を拡大し

たい、であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 番号 19 について説明します。

先月の総会からの引き続きとなりますが、〇〇〇〇さんの息子さんが急死されて、この土地を作ってもらう方が、〇〇〇〇拠点で働かれています〇〇〇〇さんという若手になります。現場も私行きました、去年まで息子さんがやられた、甘平とデコポン見てきましたがとても上手に作られているので、〇〇〇〇さんは作りやすいと思います。〇〇〇〇になっていますが〇〇〇〇拠点となっております。何ら問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議 長 番号 19 について、ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転を上程します。番号 62 から 63 まで一括して事務局の説明を行います。

事務局 それでは、議案第 30 号について説明します。番号 62 から 63 について一括で説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「353 m<sup>2</sup>」、他 1 筆、合計「1124 m<sup>2</sup>」所有権を移転するもの、「〇〇〇〇」。



所有権の移転を受けるもの、「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。  
番号 63、所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、  
現況、「樹園地」、面積 715 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計「1,519 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 62 番から説明いたします。先ほど〇〇〇〇さんが小作にあたった分の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんのじいちゃんです。〇〇〇〇さんは、前の時にも議案にあったのですが、農地を処分したいということで、この売買契約がまとまりました。

63 番につきましては、これも〇〇〇〇さんの農地ですが、今まで「〇〇〇〇」さんが作られていて、この程、売買契約がまとまったそうです。

何ら問題ないと思いますので承認の程よろしく申し上げます。

議 長 番号 62、63 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 64 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 64 について説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「155 m<sup>2</sup>」、  
他 4 筆、合計「5,616 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。  
所有者移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 6 番 64 番を説明したいと思います。譲渡人「〇〇〇〇」さん、この方お勤めの方をされてます。  
譲受人「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。  
この土地は、〇〇〇〇さんが先月、〇〇〇〇さんから買われた土地の隣の園地になります。〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんから借りて栽培しておりましたが、〇〇〇〇さんが栽培できなくなったため、〇〇〇〇さんがお隣ということで、購入して栽培することになりました。  
何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。
- 議 長 番号 64 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 65 号について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 65 について説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「379 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 8 番 65 番を説明したいと思います。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、お 2 人とも現役の大変熱心な農家です。この土地は「〇〇〇〇」君の園地の隣接園地で、〇〇〇〇君が作った方が作りやすいということで、このたびこのような話になりました。何ら問題ありません。

- 議 長 番号 65 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 66 号について、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 66 について説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「311 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。  
所有者の移転を受ける者「〇〇〇〇」、無償譲渡。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 10 番 それでは 66 番を説明したいと思います。  
所有権を移転する「〇〇〇〇」さんはご高齢で、以前より施設の方に入られており、今現在、蜜柑作りはしておりません。  
所有権の移転を受ける「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、奥さんご両親の 4 人で蜜柑作りをされております。この畑は、〇〇〇〇さん園地の隣接園になりまして、もともと荒廃していたんですけど、それを〇〇〇〇さんが綺麗にして、今は、苗木畑になっております。「〇〇〇〇」さんの方から、〇〇〇〇さんに無償譲渡したいとの申し出がありまして、今回の運びとなっております。  
何ら問題ありませんのでよろしく申し上げます。
- 議 長 番号 66 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 67 について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 67 について説明の前に、修正をしていただきたい項目がございます。番号 67 の農振区分が農用外になっていますが、こちら農用内の間違いですので、農用内に訂正お願いいたします。  
それでは、番号 67 について説明します。  
番号 67、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「60 m<sup>2</sup>」、他 1 筆、合計「106 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、無償譲渡。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 13 番 番号 67 について説明したいと思います。  
譲渡人〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の高齢で耕作するのが困難ということで、〇〇〇〇さんも〇〇〇〇なんですけど、この園地の隣接してる宅地を先に買い取っていて、それに隣接している畑で、息子さん夫婦が家庭菜園として耕作するという予定だということです。  
何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。
- 議長 番号 67 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 68 について、事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 68 について説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「517 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。  
所有者の移転を受ける者「〇〇〇〇」、無償譲渡。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 14番 それでは 68 番を説明したいと思います。  
「〇〇〇〇」さんは高齢で、最近、僕はずっと顔を見てなかった人ですが、お元気に会議には出られておりましたが、だいぶ年を取られておりました。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、現在、耕作している畑ではあります。そして、その隣に自分の畑もあります。現在も耕作しているので、特に問題はないと思います。
- 議長 番号 68 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。  
番号 94 について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第 31 号、番号 94 について説明します。  
利用権を設定する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「531 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、合計「1,892 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

1 番

それでは 94 番の説明をします。「〇〇〇〇」さんは後継ぎがないため、農地を整理したいとのことでした。「〇〇〇〇」さんは、2.3 年前から新規就農者として、こっちに帰って来て、農作業をやられています。今回の契約は、貸借とのことでしたが、ゆくゆくは購入したいということでした。近いところに畑があり、熱心に仕事をされています。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号 94 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 95 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 95 について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「3,314 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、合計「9,447 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番

それでは 95 番を説明いたします。「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇、「〇〇〇〇」君〇〇〇〇、「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇を定年されて現在耕作をされています。しかしちょっと体を壊されて、農地の方を少なくしたいという意向で、「〇〇〇〇」君、この方はまだまだ農地を作れる余裕のある新規就農者なので話を持って行ってすぐにまとまった

話です。ただ、この園地ですが、〇〇〇〇地区と〇〇〇〇地区の入りくんだ山の頂上にある園地で、近所が林になっております。この園地の一部も林化しており、この備考のところにあるように、広い面積ではありますけれど、そのうちの「3,650 m<sup>2</sup>」が現在農地として利用されているという備考付きの賃貸借となっております。

何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 番号 95 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 96 ついて事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 96 について説明します。  
利用権を設定する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,270 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 番号 96 について説明いたします。

「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。

「〇〇〇〇」さん、昨年までは農作業できていたのですが、体調不良で、今、家からも出れないぐらい体調悪くなっていて、全部の山、人にあげているところです。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇になっておりますが、耕作地は全部〇〇〇〇にありまして、通い百姓ということですが、「〇〇〇〇」さんの山、あと何ヶ所か決まっていなかったんですが、「〇〇〇〇」さんに休眠山なんですけど耕作しないかと言いましたら、快く引き受けていただきまし

た。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号 96 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 97 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 97 について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,815 m<sup>2</sup>」、  
新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「使用貸借」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 97 番について説明いたします。

「〇〇〇〇」さんの息子さんは、全く別で生活されていて後継ぎとして農業する気はないので、農地をある程度縮小しておられます。

「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で隣接地を耕作されております。また、同じモノラックを使っているということで、問題なく畑を耕作するという運びになりました。

以上です。

議 長 番号 97 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。



- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 98 から 99 まで一括して、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 98 から 99 は、再設定の案件となっています。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「396 m<sup>2</sup>」、  
外 2 筆、合計「673 m<sup>2</sup>」。  
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借。  
以降の説明は省略させていただきます。  
以上です。
- 議長 ただいまの件は再設定ですので、地元委員の説明は省きます。
- 議長 続きまして、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。  
番号 15 号について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第 32 号について説明します。  
中間管理機構を通じた貸借です。  
番号 15、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、  
「3,153 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 9 番 15 番について説明します。  
「〇〇〇〇」というのは、〇〇〇〇共選の前共選長をやられておりました  
〇〇〇〇さんの息子さんである〇〇〇〇が代表の会社です。  
「〇〇〇〇」さんはちょっと高齢で体も弱くてこの園地は以前から  
人に貸してあった園地です、前に借りておられた方が、諸事情があり

まして、体調不良とか家庭の事情とかありまして、契約最後の年ぐらいから園地を荒らし始めたんですが、この〇〇〇〇君がその園地に入って管理をして、ちゃんと再生したような状態です。

何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号 15 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 16 から 18 まで一括して、事務局の説明を求めます。

番号 16、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「3,200 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料、「〇〇〇〇」。

番号 17、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「941 m<sup>2</sup>」、他 1 筆、合計「1,280 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 18、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「675 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料、「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 それでは 16 番から 18 番の説明をさせていただきます。

まず、16 番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で〇〇〇〇になる息子さんと蜜柑作りをされています。

借り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇です。奥様は〇〇〇〇さんで

両親と3人で園地管理のほうをされております。今回、この園地を〇〇〇〇さんがもう作らないということで、相談を受けまして、作り手を探していたところ、〇〇〇〇さんがぜひ作らしてくれということで、今回の運びとなっております。

何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

次に17番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇になるご主人と2人で蜜柑作りをされておりますが、ご高齢のため、蜜柑作りをもうやめようかと考えられております。

借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇出身の〇〇〇〇で、今年からIターン就農されております。蜜柑アルバイトとして〇〇〇〇さんの家に入っていた関係から、今回、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんにこの畑を作ってもらいたいという事で、今回の運びとなりました。

何ら問題ありませんのでよろしく申し上げます。

最後に18番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で高齢のため、園地の規模縮小を考えられております。

買い手の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、奥さんにご両親の4人で蜜柑作りをされております。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係にありまして、今回、〇〇〇〇さんの甥っこだである〇〇〇〇さんがこの畑を作ることになりました。

何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 番号16, 17, 18について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号19について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号19について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「948 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 それでは 19 番の説明をいたします。  
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で、以前は就農されておられたんですが、農業をやめまして会社勤めとなっております。  
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で〇〇〇〇出身。研修生で就農されて 2 年目、奥さんと 2 人で作業に励んでおられます。この畑は、実は、「〇〇〇〇」さんが就農をやめてから荒廃園になっていたんですが、「〇〇〇〇」さん、隣接園の方もっておりまして、作りたいということで、荒廃園、綺麗にいたしまして、去年から作業して、今、苗木畑となっております。  
何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号 19 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 20 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 20 について説明します。  
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「2,596 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、使用貸借。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 ○○○○さんは、先程も説明しましたが、息子さんは畑の処分しと  
ってくれよというぐらいな息子さんで、こっちで農業するつもりあり  
ません。それで、息子さんの一つ年下の「○○○○」さん○○○○。  
バリバリに農業されておりまして、○○○○の中山間の会計を今回さ  
れるようです。いつ辞めても良いと言うような言い方を両者が交わさ  
れていますが、見たら 20 年の契約にしようかということとされてお  
ります。

何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号 20 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出  
について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは説明します。  
番号 37、農地の所在、「○○○○」、地目、現況、「樹園地」、面積、  
「715 m<sup>2</sup>」、他 1 筆、合計「1,519 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「○○○○」。  
賃借人「」○○○○。  
解約の理由「売買に変更するため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長            それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会            17時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年7月5日

会            長 菊 池 眞 策

議事録署名人 玉 木 勝 広

議事録署名人 坂 野 清 史